

令和 年 月 日
午 前 時 分 受領
午後

令和6年11月19日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町議会議員 山崎 裕二 ㊞

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。(一問一答方式)

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1 就学援助について	<p>(1)町における就学援助を経年で捉えると、どのような趨勢が浮き彫りになるか。</p> <p>(2)町における直近の就学援助率 4人に1人強は、全国平均 [7人に1人弱] や府内平均 [6人に1人弱] より高い水準にある。どのように受け止めているか。</p> <p>(3)要保護児童生徒援助費補助金予算単価は、新入学児童生徒学用品費において、引き上げ変更が続いている。導出できる背景は。</p> <p>(4)児童・生徒扶助事業に係る財源の一部として、「未来をひらく人を育てるまちづくり」に用途指定されたふるさと応援寄附金基金繰入金を充当している。寄附者の意向に応えようとしている委細を開陳すると。</p> <p>(5)修学旅行費に関しては、前学年の段階で、旅行会社への月次積立ないしは一括払いが完了しているケースもある。旅行後の支給とするのではなく、新入学児童生徒学用品費のように、例えば、旅行会社への一括払い時(蒲生野中の場合、2月頃)にあわせて、事前に支給する方式に改めるべきではないか。</p> <p>(6)来年度からの施行予定で、国家公務員等の旅費に関する法律の改正があった。宿泊料の引き上げや現行の定額支給から上限付きの実費支給へ変更することが柱であるが、見直しへと至った社会的要因を整理抽出すると。</p> <p>(7)来年度 中学3年生の修学旅行費は、生徒数の加重平均で約7万4500円 [蒲生野中:7万6500円、瑞穂中:7万4000円、和知中:約6万8000円] であり、今後も高止まると推し測る。要保護児童生徒援助費補助金予算単価と同額 [上限額:6万0910円] では、大幅な乖離が生じており、経済的理由によって、就学困難な生徒に対し、十分に行き届いた助けとなっていないと慮る。町が掲げる「教育と子育ての町」の理念を、いっそう鮮明にするためにも、用途指定された寄附金などを活用し、町独自の上乗せをし、支給上限額の引き上げを行うべきではないか。</p> <p>(8)視力がC判定 [0.6~0.3] もしくはD判定 [0.3未満] の児童生徒の割合を、小学生 低学年・中学年・高学年、中学生の4区分で、それぞれ算出すると。</p> <p>(9)眼鏡ほか視力矯正器具は、学習・勉学における必須アイテムと思料するが、その役割をどのように見据えているか。</p> <p>(10)就学援助において、神奈川県内の各市町村はじめ、[回数や支給上限などに条件を付して] 眼鏡等購入費を費目とする市区町村が年々、増えている。児童生徒の日々の学びを保障するという観点から、用途指定された寄附金などを活用し、町独自の就学援助として、眼鏡等購入費を創設すべきと提案するがどうか。</p>	<p>教育長 教育長 教育長 町長・教育長 教育長 町長・教育長 教育長 教育長 教育長</p>
2 町図書館について	<p>(1)中央館、こだち図書、瑞穂分館、和知分館の施設面積と蔵書数は。</p> <p>(2)どこでも図書館管理運営事業として、毎週のように企画・イベントが開催されている。本との出会いを提供し、町民のみなさんの学びを支え、人生の充実や発展</p>	<p>教育長 教育長</p>

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>に寄与するなど、関係各位のホスピタリティに敬意を表する。図書館活動(ソフト面)に関わって、改めて総括・とりまとめを行うと。</p> <p>(3)中央館の所在する中央公民館は、開館から50年が経過している。ハード面において、顕在化している構造的課題は。</p> <p>(4)宮津シーサイドマート ミップル(宮津市浜町3012)など、商業施設内に公立図書館を併設する事例が散見できる。かかるトレンドについての所見は。</p> <p>(5)図書館協議会の開催状況と話し合われた事柄は。また、同協議会および図書館職員とのふれあい懇談会の内容は。</p> <p>(6)中央館の丹波マーケス内への移転を視野に入れて、同協議会の俎上に載せるとともに、貸借条件面 [宮津市の事例:公共使用分の固定資産税を非課税にするかわりに、無償貸与とする みなし使用貸借契約] 含め、テナントとして、将来的に入居可能かどうか、丹波地域開発株式会社と協議・調整を始めてはどうか。</p> <p>(7)並行して、プロモーション戦略室と連携合意のうえ、中央館移転を標榜したクラウドファンディングをプロジェクトテーマにして、関係人口充溢の視座などから、どのようにすれば、数多ある地域課題解決型 寄附金マーケットの耳目を惹き、一過性のものでなく、恒常的に馴染み得るかを詳らかにシミュレートしてはどうか。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長・教育長</p> <p>町長・教育長</p>
3 学校図書室について	<p>(1)子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念を抽出すると。</p> <p>(2)天井埋め込み型エアコン(耐用年数:13~15年)の不測かつ突発的な故障により、丹波ひかり小学校 図書室に、気化式冷風機【静岡製機株式会社 RKF506 α】2台の緊急配備があった。静謐な環境下、東西にカーブする南側の全面窓から差し込む陽射しや(蔵書との兼ね合いで)水を含んだフィルターに風を送り、気化させるといった機器の特性上、ミストシャワーなどが多く設置されている玄関アプローチなどでの稼働に比べて、図書室での常時運転は、必ずしも適材適所ではなかったと仄聞している。</p> <p>天井埋め込み型エアコン一式の取り替え、さらには、フィルム、カーテンなど、窓まわりへの紫外線・UV カット、遮熱対策の施工により、必要十分な読書環境を整え、同法に謳う基本理念を果たしていくべきではないか。</p> <p>(3)5小学校への学校司書(読書指導員)の配置人数と配置日・配置時間は。1校あたり、平均週何日、週何時間の配置か。また、近隣市の状況は。</p> <p>(4)2015年(平成27年)4月改正施行の学校図書館法において、学校司書の設置を努力義務と規定したのは、どのような点に資するためか。</p> <p>(5)学校司書の担う業務と期待するミッションは。業務、ミッションの多種多様性と較量して、配置は必要十分との認識か。</p> <p>(6)小学校費 学校司書 [学校数]を測定単位] を個別算定項目とした基準財政需要額は、5小学校合計でいくらか。基準財政需要額の算定額に見合った各小学校への学校司書の配置はできているのか。</p> <p>(7)10月に教育福祉常任委員会で視察研修に伺った滋賀県愛荘町では、全小学校の学校図書室に、児童登校日の朝から下校時まで、学校司書(図書指導員)を毎日、配置(週1日から拡充)することによって、貸出冊数が、週1日のみの配置だった年度の平均と比較して1.56~1.92倍の大幅増に繋がり、児童との関わり、教員のサポート体制などのパフォーマンスが顕著に向上したとのことだった。町においても、学校司書の質的・量的な充実を顧慮していくべきではないか。</p>	<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長・教育長</p> <p>教育長</p>

質問事項	質問の要旨	質問の相手
4 児童生徒の熱中症対策について	<p>今夏、警戒アラートが頻発するなか、熱中症の危険と隣合わせの日盛りに、児童生徒、とりわけ、児童が徒歩で下校する姿がみられた。</p> <p>(1)大人よりも、子どもの方が、熱中症リスクが高いとされる事由は。</p> <p>(2)来夏(以降の)7月頃から9月頃にかけてのおよそ2か月間、普段、スクールバスなどで登下校する児童生徒以外の準遠距離 徒歩通学者についても、「通学路の実情等により児童生徒の安全を図るため教育長が公共交通機関の利用を認めた者」とし、登下校時のスクールバスなどへの乗車が可能となるよう、弾力的な運行や予算を含む必要な措置を講じていくべきではないか。</p> <p>(3)児童生徒の熱中症・紫外線対策に、日傘が有効な点を挙げると。あわせて、以前から、環境省が日傘活用を推進している根拠は。</p> <p>(4)児童生徒の登下校時や野外活動時の熱中症対策として、日傘などの購入に対して、助成を行う考えは。</p>	<p>教育長 教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>
5 動物による除草について	<p>(1)区・自治会による河川の草刈り(いわゆる川刈り)実施時期のピークはいつ頃か。</p> <p>(2)今夏の熱中症警戒アラートの頻発を受けて(見越して)、区・自治会による河川の草刈りが中止ないしは例年と比べて、前倒し、後ろ倒しされたケースはあるか。</p> <p>(3)道路や河川の維持管理は本来、管理者の責務であるが、環境整備(道づくり)や河川の草刈りとして、町民のみなさんに協力を仰いでいる理由は。また、作業に際して、留意いただいている要諦は。</p> <p>(4)国土交通省や都道府県、市町村などの各管理者で、ヤギやヒツジなどの草を食む動物による除草の取り組みが広がっている。フィードバックできるメリット、デメリットは。</p> <p>(5)全国各地で、動物による除草隊の管理運営を主たる業務とする地域おこし協力隊員の活動が看取できる。町においても、募集を試みてはどうか。</p> <p>(6)高齢化や猛暑などによる厳しい条件下での作業を補完・代替するため、動物による除草について、スモールステップでの実証を積み重ね、事業化に向けたモデルを構築してはどうか。</p>	<p>町長 町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

1 質問の要旨は、具体的に記載する。

2 質問の相手は、町長、行政委員会の長、または監査委員とする。